

坂本小学校いじめ防止基本方針

〔いじめ問題に対する目的〕

心身に重大な影響を及ぼすいじめから学校、保護者、地域と一体になって毅然とした態度で児童を守り、育む。それとともに、安心して生活し学校教育目標である「笑顔の花を咲かせる」ことができる明るい学校づくりのため、いじめ防止に向けた取組を明らかにする。

〔めざす児童〕

～自ら考え、学び合い、行動し～
笑顔いっぱい、元気いっぱい、やる気いっぱい

いじめ対策委員会

- 校長
- 教務主任
- 教頭
- 学級担任代表2名
- 生活指導主任
- 養護教諭

専門家・外部関係者

- 学校サポーター
- スクールカウンセラー
- 中学校
- 保育園・幼稚園

PTA・地域との連携

- 育友会会長、副会長
- 民生委員
- 学校評議員
- 自治会役員

関係機関との連携

- 長崎市教育委員会学校教育課
- 長崎市教育研究所教育相談
- こども総合相談
(子育て支援課)
- 警察

児童会

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめの防止

- 道徳の時間をはじめとし、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の中で児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 心を開いて話ができるような児童と教職員の信頼関係を築くとともに、児童が自他を認め合う学校生活の中で、学習活動をはじめ、係活動や委員会活動などで自己有用感、自己肯定感を高めることができるようにする。
- 異年齢集団による活動（ドッジボール〈Sリーグ〉、縦割り掃除、平和ウォーク）を通して、思いやりの心を育てる。
- 連絡メモに一日の様子を記録し、管理職に報告し、気になるところについては、職員が相互に児童の情報を共有する。
- 保護者が児童の規範意識を養うための指導を適切に行うことができるように学級懇談会や学級通信の話題に取り上げたり、ファミリープログラム等を有効活用したりするなどして保護者、家庭への支援を行う。
- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを活用する。

いじめの早期発見

- 児童の様子や保護者との連絡など、連絡メモに記録し、管理職に報告する。
- 定期的なアンケートや個人面談などの実施により児童の実態を把握し、いじめに関わると判断されることは速やかに管理職に報告し、全教職員で情報交換するとともに、保護者や児童等からの情報収集を行う。
- 市教委作成の「学校相談の手引き」県教委作成の「いじめ対策ハンドブック」「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」を有効活用する。
- 児童の日記、校舎内の巡回などによる児童の日常観察を通して実態を把握する。
- 幼保小中間での情報交換会を通して情報を引き継ぐ。

いじめに対する措置

- いじめの事実を把握した場合は、できるだけ早期に関係する児童から事情を聞き取り、いじめを受けている児童の安全を確保し、市教委からの指導を受けた上で、組織的対応を図る。
- いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導またはその保護者に対する助言を適切に行う。
- 「学校・警察の相互連絡制度」を積極的に運用し、早期立ち直り支援に努める。
- 教育相談に関わる研修を充実させ、教職員の教育相談技能の向上を図る。
- 学校サポーターによる相談の充実を図る。
- 問題を抱える児童の生活環境の課題を図るため、にスクールソーシャルワーカーを派遣してもらうなど、関連機関との連携を図る。

重大事態発生時の取組

- 重大事態を認知した場合は、直ちに発生の報告を行う。学校→教育委員会→市長
- いじめを受けた児童並びに家族の痛みを共有し、管理職の指示の元、職員一丸となって事態の収拾に当たる。
- 知り得た情報については秘密厳守とする。

いじめが発生した場合の対応 (フロー図例)

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・生活指導担当へ報告

→ 教頭・校長への報告
直ちに報告する

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

↔ 関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童生徒への継続した支援

- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

※「学校教育相談の手引き」8～10 ページ参照

加害児童生徒への継続した指導

- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

いじめのチェックリスト

[いじめられている児童が発するサイン]

①からだや体調

- 衣服の汚れや破れがよくあったり、傷が腕、足、首などにあり、隠そうとしたりする。
- 頭痛、腹痛、吐き気を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。

②しぐさや態度

- どこかおどおどしていて、脅えている。
- 元気がなく、浮かない顔をしている。
- 人の言いなりになっているように見える。

③友達との関係

- 周りの友達に異常なほど気をつかう。
- グループから離れるなど交友関係が急に変わる。
- 嫌なあだ名で呼ばれる。
- 特定の児童の誰も座ろうとしない。席の回りが空いている。ごみが散乱している。

④生活面

- 机やかばんが荒らされる。文具、衣服、靴が隠されたり壊されたりする。
- 実名やあだ名で落書きされる。

[学校の生活場面でのチェックポイント]

①学級の雰囲気

- あだ名で特定の児童のことを話す。
- 全体的にやる気がなく、行事でも盛り上がらない。
- 教師の話や指導が空回りをしているような雰囲気である。
- 特定の児童が当番活動や係活動を頻繁に行う。
- ひそひそ話や陰口が多くなり、互いにそれを気にする雰囲気が感じられる。

②登校時や朝の会

- 早退、遅刻、欠席が目立つ。どことなく元気がない。
- 特定の児童が発表すると冷やかす、また無視がある。
- 一人で活動することが多い。

③授業時間

- 一人で遅れて教室に入ってくる人が多い。
- よい発言や活動したのに賞賛や評価が得られない。
- 体育の授業などで、特定の児童にボールが回らない。
- 一人で活動することが多い。
- グループ学習の時、組みたがらない。または、机と机を離れたがる。

④昼食時

- 特定の児童が触った食器をさわらたがらない。
- グループで食べる時、机と机を離れたがる。

5 年間活動計画（研修計画も含む）

月	活動内容	月	活動内容
4月	家庭訪問 いじめ防止基本方針の理解	10月	個人面談 児童理解
5月	いじめアンケート 児童理解	11月	人権教育の強調月間
6月	個人面談 長崎っ子の心を見つめる週間	12月	児童理解 2学期のふりかえり
7月	児童理解 1学期のふりかえり	1月	いじめアンケート
8月	いじめ対応の校内研修	2月	個人面談
9月	いじめアンケート	3月	児童理解 1年間の取組の反省

6 様々な相談機関

相談機関	電話番号	住所・メールアドレス	相談可能な時間
市教育研究所教育相談	0120-556-275	Soudan@Nagasaki-city.ed.jp	月～金
こども総合相談（子育て支援課）	822-8573 825-5624	「e-kaou」のホームページより、相談フォームへ	月～金
親子ホットライン	0120-72-5311		月～金 9時～21時
子供・家庭110番	844-1117		毎日 9時～20時

